

香川県立ミュージアム使用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第18号

香川県立ミュージアム使用料規則の一部を改正する規則

香川県立ミュージアム使用料規則（平成25年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料の免除)</p> <p>第4条 第1号から第13号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、<u>第14号</u>に該当する者については歴史展示室及び常設展示室の観覧料を、<u>第15号</u>に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び常設展示室の観覧料を、<u>第16号</u>に該当する者については知事が定める観覧料を免除する。</p> <p>(1) <u>県内に住所を有する65歳以上の者</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者</u></p> <p>(6) <u>児童福祉法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者</u></p> <p>(7) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者</u></p> <p>(8) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者</u></p> <p>(9) <u>難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療受給者証の交付を受けている者</u></p> <p>(10) <u>第2号から前号までに掲げる者の介護者（展示室の利用について必要な介護者に限る。）</u></p> <p>(11) <u>保護施設、児童福祉施設及び老人福祉施設の在籍者であって当該施設の職員が引率の上入室するもの並びに当該在籍者を引率して入室する当該職員</u></p> <p>(12) <u>学校等における教育活動として、学齢に達しない者、児童、中学校</u></p>	<p>(観覧料の免除)</p> <p>第4条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、<u>第8号</u>に該当する者については歴史展示室及び常設展示室の観覧料を、<u>第9号</u>に該当する者については特別展示室又は県民ギャラリーを観覧する日に限り歴史展示室及び常設展示室の観覧料を、<u>第10号</u>に該当する者については知事が定める観覧料を免除する。</p> <p>(1) 65歳以上の者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>保護施設、児童福祉施設及び老人福祉施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するもの</u></p> <p>(6) <u>学校等における教育活動として、学齢に達しない者、児童、中学校</u></p>

生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を引率して入室する者

(13)～(16) 略

2 略

3 第1項第2号から第9号までに掲げる者は、入室の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医療受給者証又は登録者証を提示しなければならない。

4 前項の規定による提示は、同項に規定する手帳、医療受給者証又は登録者証の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。

5 第1項第11号に掲げる者は、入室の際、当該施設の在籍者又は職員であることを証明するに足りる書類を提示しなければならない。

6 第1項第12号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（別記様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

7 第1項第14号に掲げる者は、入室の際、法人等会員証を提示しなければならない。

8 第1項第15号に掲げる者は、入室の際、特別展示室観覧券又は県民ギャラリー観覧券を提示しなければならない。

（観覧料の減額）

第5条 略

(1) うどん県おもてなしパスポート（公益社団法人香川県観光協会が観光旅行者等に対し交付する証票で、当該観光旅行者等が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(2)・(3) 略

2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、うどん県おもてなしパスポートを提示しなければならない。

生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を引率の上入室する者

(7)～(10) 略

2 略

3 第1項第2号に掲げる者は、入室の際、身体障害者手帳を提示しなければならない。

4 第1項第3号に掲げる者は、入室の際、療育手帳を提示しなければならない。

5 第1項第4号に掲げる者は、入室の際、精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

6 第3項から前項までの規定による提示は、これらの規定に規定する手帳の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。

7 第1項第5号に掲げる者は、入室の際、当該施設に在籍していることを証明するに足りる書類を提示しなければならない。

8 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（別記様式）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

9 第1項第8号に掲げる者は、入室の際、法人等会員証を提示しなければならない。

10 第1項第9号に掲げる者は、入室の際、特別展示室観覧券又は県民ギャラリー観覧券を提示しなければならない。

（観覧料の減額）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者については、歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料を、団体で利用する場合における歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに県民ギャラリーの観覧料に相当する額に減額する。

(1) かがわウェルカムカード（公益社団法人香川県観光協会が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(2)・(3) 略

2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、かがわウェルカムカードを提示しなければならない。

3～5 略

6 学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者並びに前条第1項第1号から第9号までのいずれかに該当する者については、第2条第2項に規定する観覧料を、その3分の1に相当する額に減額する。この場合において、10円未満の端数は、切り捨てるものとする。

別表第1（第2条関係）

1 香川県立ミュージアム

(1) 特別展示室、講堂及び研修室使用料

区 分	単 位	使用料の額
特別展示室（全 面）	午前9時から午後5時まで	37,200円
	午後5時後 30分当たり	2,790円
特別展示室（A）	午前9時から午後5時まで	19,910円
	午後5時後 30分当たり	1,500円
特別展示室（B）	午前9時から午後5時まで	17,300円
	午後5時後 30分当たり	1,300円
講堂	午前9時から正午まで	9,570円
	午後1時から午後5時まで	15,310円
	正午から午後1時まで 30分当たり	1,920円
研修室	午後5時後 30分当たり	2,300円
	午前9時から正午まで	3,850円
	午後1時から午後5時まで	6,160円
	正午から午後1時まで 30分当たり	770円
	午後5時後 30分当たり	930円

(2) 常設展示室、ロビー又はエントランスホールのうち特別展示室と併せて展示の用に供される部分の使用料

区 分	単 位	使用料の額
常設展示室4及 び常設展示室5	午前9時から午後5時まで	14,950円
	午後5時後 30分当たり	1,130円
2階ロビー（A）	午前9時から午後5時まで	1,890円
	午後5時後 30分当たり	150円
2階ロビー（B）	午前9時から午後5時まで	1,400円
	午後5時後 30分当たり	110円
2階ロビー（C）	午前9時から午後5時まで	250円

3～5 略

6 学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者並びに前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者については、第2条第2項に規定する観覧料を、その3分の1に相当する額に減額する。この場合において、10円未満の端数は、切り捨てるものとする。

別表第1（第2条関係）

1 香川県立ミュージアム

(1) 特別展示室、講堂及び研修室使用料

区 分	単 位	使用料の額
特別展示室（全 面）	午前9時から午後5時まで	31,000円
	午後5時後 30分当たり	2,330円
特別展示室（A）	午前9時から午後5時まで	16,590円
	午後5時後 30分当たり	1,250円
特別展示室（B）	午前9時から午後5時まで	14,420円
	午後5時後 30分当たり	1,090円
講堂	午前9時から正午まで	7,980円
	午後1時から午後5時まで	12,760円
	正午から午後1時まで 30分当たり	1,600円
研修室	午後5時後 30分当たり	1,920円
	午前9時から正午まで	3,220円
	午後1時から午後5時まで	5,140円
	正午から午後1時まで 30分当たり	650円
	午後5時後 30分当たり	780円

(2) 常設展示室、ロビー又はエントランスホールのうち特別展示室と併せて展示の用に供される部分の使用料

区 分	単 位	使用料の額
常設展示室4及 び常設展示室5	午前9時から午後5時まで	12,460円
	午後5時後 30分当たり	940円
2階ロビー（A）	午前9時から午後5時まで	1,580円
	午後5時後 30分当たり	120円
2階ロビー（B）	午前9時から午後5時まで	1,170円
	午後5時後 30分当たり	90円
2階ロビー（C）	午前9時から午後5時まで	210円

1階エントランスホール	略 午前9時から午後5時まで 略	510円
-------------	------------------------	------

(3) 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
特別展示室（全面）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	18,600円 1,400円
特別展示室（A）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	9,960円 760円
特別展示室（B）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	8,650円 650円
常設展示室4及び常設展示室5	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	7,480円 570円
2階ロビー（A）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	950円 80円
2階ロビー（B）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	700円 60円
2階ロビー（C）	午前9時から午後5時まで 略	130円
1階エントランスホール	午前9時から午後5時まで 略	260円
講堂	午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 正午から午後1時まで 30分当たり 午後5時後 30分当たり	4,790円 7,660円 960円 1,150円
研修室	午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 正午から午後1時まで 30分当たり 午後5時後 30分当たり	970円 1,540円 200円 240円

(4) 資料画像等使用料

区 分	単 位	使用料の額
資料画像	1点につき1回当たり	6,270円

(5) 附属設備及び器具の使用料

区 分	単 位	使用料の額
-----	-----	-------

1階エントランスホール	略 午前9時から午後5時まで 略	430円
-------------	------------------------	------

(3) 冷暖房使用料

区 分	単 位	使用料の額
特別展示室（全面）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	15,500円 1,170円
特別展示室（A）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	8,300円 630円
特別展示室（B）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	7,210円 550円
常設展示室4及び常設展示室5	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	6,230円 470円
2階ロビー（A）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	790円 60円
2階ロビー（B）	午前9時から午後5時まで 午後5時後 30分当たり	590円 50円
2階ロビー（C）	午前9時から午後5時まで 略	110円
1階エントランスホール	午前9時から午後5時まで 略	220円
講堂	午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 正午から午後1時まで 30分当たり 午後5時後 30分当たり	3,990円 6,380円 800円 960円
研修室	午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 正午から午後1時まで 30分当たり 午後5時後 30分当たり	810円 1,290円 170円 200円

(4) 資料画像等使用料

区 分	単 位	使用料の額
資料画像	1点につき1回当たり	5,230円

(5) 附属設備及び器具の使用料

区 分	単 位	使用料の額
-----	-----	-------

展示ケースA	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>1,870円</u> <u>120円</u>
展示ケースB	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>1,500円</u> <u>100円</u>
展示ケースC	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>1,230円</u> <u>80円</u>
展示ケースD	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>1,110円</u> <u>70円</u>
展示ケースE	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>990円</u> <u>70円</u>
展示台	1台につき 1日当たり 略	<u>240円</u>
免震装置（大）	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>910円</u> <u>60円</u>
免震装置（小）	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>490円</u> <u>40円</u>
特別展示室用スポット ライト	1台につき 1日当たり 略	<u>120円</u>
特別展示室用スポット ライト（小）	1台につき 1日当たり 略	<u>60円</u>
演台	1式につき 半日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>610円</u> <u>80円</u>
司会者台	1台につき 半日当たり	<u>240円</u>

展示ケースA	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>1,560円</u> <u>100円</u>
展示ケースB	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>1,250円</u> <u>80円</u>
展示ケースC	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>1,030円</u> <u>70円</u>
展示ケースD	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>930円</u> <u>60円</u>
展示ケースE	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>830円</u> <u>60円</u>
展示台	1台につき 1日当たり 略	<u>200円</u>
免震装置（大）	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>760円</u> <u>50円</u>
免震装置（小）	1台につき 1日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>410円</u> <u>30円</u>
特別展示室用スポット ライト	1台につき 1日当たり 略	<u>100円</u>
特別展示室用スポット ライト（小）	1台につき 1日当たり 略	<u>50円</u>
演台	1式につき 半日当たり 午後5時後 30分当たり	<u>510円</u> <u>70円</u>
司会者台	1台につき 半日当たり	<u>200円</u>

机	略 1 脚につき 半日当たり	<u>80円</u>
略	略	
マイクロホン	1 本につき 半日当たり	<u>240円</u>
講堂用拡声装置	1 式につき 半日当たり	<u>2,190円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>280円</u>
研修室用拡声装置	1 式につき 半日当たり	<u>1,400円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>180円</u>
調光装置	1 式につき 半日当たり	<u>1,750円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>220円</u>
ホリゾントライト	1 列につき 半日当たり	<u>560円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>70円</u>
サスペンションライト	1 列につき 半日当たり	<u>420円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>60円</u>
ボーダーライト	1 列につき 半日当たり	<u>490円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>70円</u>
シーリングライト	1 列につき 半日当たり	<u>690円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>90円</u>
音声ガイドシステム	1 台につき 1 回当たり	<u>550円</u>

備考

略

(6)・(7) 略

2 香川県立ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館

机	略 1 脚につき 半日当たり	<u>70円</u>
略	略	
マイクロホン	1 本につき 半日当たり	<u>200円</u>
講堂用拡声装置	1 式につき 半日当たり	<u>1,830円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>230円</u>
研修室用拡声装置	1 式につき 半日当たり	<u>1,170円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>150円</u>
調光装置	1 式につき 半日当たり	<u>1,460円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>190円</u>
ホリゾントライト	1 列につき 半日当たり	<u>470円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>60円</u>
サスペンションライト	1 列につき 半日当たり	<u>350円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>50円</u>
ボーダーライト	1 列につき 半日当たり	<u>410円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>60円</u>
シーリングライト	1 列につき 半日当たり	<u>580円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>80円</u>
音声ガイドシステム	1 台につき 1 回当たり	<u>510円</u>

備考

略

(6)・(7) 略

2 香川県立ミュージアム瀬戸内海歴史民俗資料館

資料画像等使用料

区 分	単 位	使用料の額
資料画像	1点につき1回当たり	6,270円

3 香川県立ミュージアム香川県文化会館

(1) 芸能ホール、県民ギャラリー及び和室使用料

区 分	種 類	単 位	使用料の額
芸能ホール (客席、 舞台及び 楽屋)	平日	午前9時から正午まで	8,190円
		午後1時から午後5時まで	13,090円
		午後6時から午後9時まで	11,790円
		正午から午後1時まで 30分当 たり	1,640円
		午後5時から午後6時まで 30 分当たり	1,970円
		午後9時後 30分当たり	1,970円
	休日等	午前9時から正午まで	9,820円
		午後1時から午後5時まで	15,710円
		午後6時から午後9時まで	14,140円
		正午から午後1時まで 30分当 たり	1,970円
		午後5時から午後6時まで 30 分当たり	2,360円
		午後9時後 30分当たり	2,360円
練習等	午前9時から正午まで	4,100円	
	午後1時から午後5時まで	6,550円	
	午後6時から午後9時まで	5,900円	
	正午から午後1時まで 30分当 たり	820円	
	午後5時から午後6時まで 30 分当たり	990円	
	午後9時後 30分当たり	990円	
県民ギャ ラリー (全面	午前9時から午後5時まで	23,250円
		午後5時後 30分当たり	1,760円
	2階展示 室、3階 室	午前9時から午後5時まで	7,780円
		午後5時後 30分当たり	590円

資料画像等使用料

区 分	単 位	使用料の額
資料画像	1点につき1回当たり	5,230円

3 香川県立ミュージアム香川県文化会館

(1) 芸能ホール、県民ギャラリー及び和室使用料

区 分	種 類	単 位	使用料の額
芸能ホール (客席、 舞台及び 楽屋)	平日	午前9時から正午まで	6,820円
		午後1時から午後5時まで	10,910円
		午後6時から午後9時まで	9,820円
		正午から午後1時まで 30分当 たり	1,370円
		午後5時から午後6時まで 30 分当たり	1,640円
		午後9時後 30分当たり	1,640円
	休日等	午前9時から正午まで	8,190円
		午後1時から午後5時まで	13,100円
		午後6時から午後9時まで	11,790円
		正午から午後1時まで 30分当 たり	1,640円
		午後5時から午後6時まで 30 分当たり	1,970円
		午後9時後 30分当たり	1,970円
練習等	午前9時から正午まで	3,420円	
	午後1時から午後5時まで	5,460円	
	午後6時から午後9時まで	4,920円	
	正午から午後1時まで 30分当 たり	690円	
	午後5時から午後6時まで 30 分当たり	820円	
	午後9時後 30分当たり	820円	
県民ギャ ラリー (全面	午前9時から午後5時まで	19,390円
		午後5時後 30分当たり	1,460円
	2階展示 室、3階 室	午前9時から午後5時まで	6,490円
		午後5時後 30分当たり	490円

展示室、 2階通路 東及び2 階通路西)	3階展示 室	午前9時から午後5時まで	<u>11,410円</u>	
		午後5時後 30分当たり	<u>860円</u>	
	2階通路 東	午前9時から午後5時まで	<u>2,370円</u>	
		午後5時後 30分当たり	<u>180円</u>	
	2階通路 西	午前9時から午後5時まで	<u>1,690円</u>	
		午後5時後 30分当たり	<u>130円</u>	
	和室 (27 畳及び10 畳・4.5 畳)	27畳	午前9時から正午まで	<u>1,380円</u>
			午後1時から午後5時まで	<u>2,200円</u>
		10畳・ 4.5畳	午後6時から午後9時まで	<u>1,980円</u>
			正午から午後1時まで 30分当 たり	<u>280円</u>
30分当 たり		午後5時から午後6時まで 30 分当たり	<u>330円</u>	
		午後9時後 30分当たり	<u>330円</u>	
30分当 たり		午前9時から正午まで	<u>1,380円</u>	
		午後1時から午後5時まで	<u>2,200円</u>	
30分当 たり		午後6時から午後9時まで	<u>1,980円</u>	
		正午から午後1時まで 30分当 たり	<u>280円</u>	
30分当 たり	午後5時から午後6時まで 30 分当たり	<u>330円</u>		
	午後9時後 30分当たり	<u>330円</u>		

展示室、 2階通路 東及び2 階通路西)	3階展示 室	午前9時から午後5時まで	<u>9,510円</u>	
		午後5時後 30分当たり	<u>720円</u>	
	2階通路 東	午前9時から午後5時まで	<u>1,980円</u>	
		午後5時後 30分当たり	<u>150円</u>	
	2階通路 西	午前9時から午後5時まで	<u>1,410円</u>	
		午後5時後 30分当たり	<u>110円</u>	
	和室 (27 畳及び10 畳・4.5 畳)	27畳	午前9時から正午まで	<u>1,150円</u>
			午後1時から午後5時まで	<u>1,840円</u>
		10畳・ 4.5畳	午後6時から午後9時まで	<u>1,660円</u>
			正午から午後1時まで 30分当 たり	<u>230円</u>
30分当 たり		午後5時から午後6時まで 30 分当たり	<u>280円</u>	
		午後9時後 30分当たり	<u>280円</u>	
30分当 たり		午前9時から正午まで	<u>1,150円</u>	
		午後1時から午後5時まで	<u>1,840円</u>	
30分当 たり		午後6時から午後9時まで	<u>1,660円</u>	
		正午から午後1時まで 30分当 たり	<u>230円</u>	
30分当 たり	午後5時から午後6時まで 30 分当たり	<u>280円</u>		
	午後9時後 30分当たり	<u>280円</u>		

備考 略

(2) 冷暖房使用料

区分	種類	単 位	使用料の額
芸能ホー ル (客席、 舞台及び 楽屋)		午前9時から正午まで	<u>4,100円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>6,550円</u>
		午後6時から午後9時まで	<u>5,900円</u>
		正午から午後1時まで 30分当 たり	<u>820円</u>
		午後5時から午後6時まで 30 分当たり	<u>990円</u>
		午後9時後 30分当たり	<u>990円</u>
県民ギャ	全面	午前9時から午後5時まで	<u>5,840円</u>

備考 略

(2) 冷暖房使用料

区分	種類	単 位	使用料の額
芸能ホー ル (客席、 舞台及び 楽屋)		午前9時から正午まで	<u>3,410円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>5,460円</u>
		午後6時から午後9時まで	<u>4,910円</u>
		正午から午後1時まで 30分当 たり	<u>690円</u>
		午後5時から午後6時まで 30 分当たり	<u>820円</u>
		午後9時後 30分当たり	<u>820円</u>
県民ギャ	全面	午前9時から午後5時まで	<u>4,850円</u>

ラリー (2階展示室、3階展示室、2階通路東及び2階通路西)	2階展示室	午後5時後 30分当たり	<u>460円</u>	
		午前9時から午後5時まで	<u>1,950円</u>	
	3階展示室	午後5時後 30分当たり	<u>150円</u>	
		午前9時から午後5時まで	<u>2,860円</u>	
	2階通路東	午後5時後 30分当たり	<u>220円</u>	
		午前9時から午後5時まで	<u>600円</u>	
	2階通路西	午後5時後 30分当たり	<u>50円</u>	
		午前9時から午後5時まで	<u>430円</u>	
	和室 (27畳及び10畳・4.5畳)	27畳	午後5時後 30分当たり	<u>40円</u>
			午前9時から正午まで	<u>350円</u>
		10畳・4.5畳	午後1時から午後5時まで	<u>550円</u>
			午後6時から午後9時まで	<u>500円</u>
		30分当たり	正午から午後1時まで	<u>70円</u>
			午後5時から午後6時まで	<u>90円</u>
30分当たり		午後9時後 30分当たり	<u>90円</u>	
		午前9時から正午まで	<u>350円</u>	
4.5畳		午後1時から午後5時まで	<u>550円</u>	
		午後6時から午後9時まで	<u>500円</u>	
30分当たり		正午から午後1時まで	<u>70円</u>	
		午後5時から午後6時まで	<u>90円</u>	
30分当たり		午後9時後 30分当たり	<u>90円</u>	

(3) 附属設備及び器具の使用料

区 分	単 位	使用料の額
受付用小机 (椅子付き)	1台につき	
	1日当たり	<u>490円</u>
展示ケースA	午後5時後 30分当たり	<u>40円</u>
	1台につき	
展示ケースB	1日当たり	<u>610円</u>
	略	
展示ケースB	1台につき	

ラリー (2階展示室、3階展示室、2階通路東及び2階通路西)	2階展示室	午後5時後 30分当たり	<u>370円</u>	
		午前9時から午後5時まで	<u>1,630円</u>	
	3階展示室	午後5時後 30分当たり	<u>130円</u>	
		午前9時から午後5時まで	<u>2,380円</u>	
	2階通路東	午後5時後 30分当たり	<u>180円</u>	
		午前9時から午後5時まで	<u>500円</u>	
	2階通路西	午後5時後 30分当たり	<u>40円</u>	
		午前9時から午後5時まで	<u>360円</u>	
	和室 (27畳及び10畳・4.5畳)	27畳	午後5時後 30分当たり	<u>30円</u>
			午前9時から正午まで	<u>290円</u>
		10畳・4.5畳	午後1時から午後5時まで	<u>460円</u>
			午後6時から午後9時まで	<u>420円</u>
		30分当たり	正午から午後1時まで	<u>60円</u>
			午後5時から午後6時まで	<u>70円</u>
30分当たり		午後9時後 30分当たり	<u>70円</u>	
		午前9時から正午まで	<u>290円</u>	
4.5畳		午後1時から午後5時まで	<u>460円</u>	
		午後6時から午後9時まで	<u>420円</u>	
30分当たり		正午から午後1時まで	<u>60円</u>	
		午後5時から午後6時まで	<u>70円</u>	
30分当たり		午後9時後 30分当たり	<u>70円</u>	

(3) 附属設備及び器具の使用料

区 分	単 位	使用料の額
受付用小机 (椅子付き)	1台につき	
	1日当たり	<u>410円</u>
展示ケースA	午後5時後 30分当たり	<u>30円</u>
	1台につき	
展示ケースB	1日当たり	<u>510円</u>
	略	
展示ケースB	1台につき	

彫塑台	1日当たり	<u>490円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>40円</u>
展示台	1台につき	<u>370円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>30円</u>
スポットライト	1台につき	<u>180円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>20円</u>
会議用机 (折り畳み式) (県民ギャラリー)	1個につき	<u>60円</u>
	1日当たり	<u>略</u>
ひな壇 (5枚1組)	1台につき	<u>160円</u>
	1日当たり	<u>略</u>
ピンスポット (1キロワット)	1組につき	<u>880円</u>
	1回当たり	<u>110円</u>
スポットライト (1キロワット) マグノカラー付き	午後9時後 30分当たり	<u>80円</u>
	1台につき	<u>610円</u>
フットライト (3.2キロワット)	1回当たり	<u>80円</u>
	午後9時後 30分当たり	<u>1,870円</u>
演台設備 (花台付き)	1式につき	<u>240円</u>
	1回当たり	<u>880円</u>
赤毛せん	午後9時後 30分当たり	<u>110円</u>
	1枚につき	<u>120円</u>
座布団 (舞台用)	1回当たり	<u>略</u>
	1枚につき	<u>120円</u>

彫塑台	1日当たり	<u>410円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>30円</u>
展示台	1台につき	<u>310円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>20円</u>
スポットライト	1台につき	<u>150円</u>
	午後5時後 30分当たり	<u>10円</u>
会議用机 (折り畳み式)	1個につき	<u>50円</u>
	1日当たり	<u>略</u>
ひな壇 (5枚1組)	1台につき	<u>140円</u>
	1日当たり	<u>略</u>
ピンスポット (1キロワット)	1組につき	<u>740円</u>
	1回当たり	<u>100円</u>
スポットライト (1キロワット) マグノカラー付き	午後9時後 30分当たり	<u>70円</u>
	1台につき	<u>510円</u>
フットライト (3.2キロワット)	1回当たり	<u>70円</u>
	午後9時後 30分当たり	<u>1,560円</u>
演台設備 (花台付き)	1式につき	<u>200円</u>
	1回当たり	<u>740円</u>
赤毛せん	午後9時後 30分当たり	<u>100円</u>
	1枚につき	<u>100円</u>
座布団 (舞台用)	1回当たり	<u>略</u>
	1枚につき	<u>100円</u>

略		
会議用机（折り畳み式） （芸能ホール及び和室）	1 台につき 1 回当たり	<u>80円</u>
ピアノ	1 式につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>3,750円</u> <u>470円</u>
金びょうぶ（大）	1 双につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>3,750円</u> <u>470円</u>
金びょうぶ（小）	1 双につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>2,490円</u> <u>320円</u>
白びょうぶ（大）	1 双につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>2,490円</u> <u>320円</u>
音響装置	1 式につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>2,190円</u> <u>280円</u>
マイク	1 本につき 1 回当たり	<u>240円</u>
毛せん（茶席用）	1 枚につき 1 回当たり	<u>80円</u>
座布団	1 枚につき 1 回当たり	<u>60円</u>
略		

備考
略
(4) 略

別表第 2（第 2 条関係）

種	類	観覧料の額
---	---	-------

略		
会議用机（折り畳み式）	1 台につき 1 回当たり	<u>70円</u>
ピアノ	1 式につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>3,130円</u> <u>400円</u>
金びょうぶ（大）	1 双につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>3,130円</u> <u>400円</u>
金びょうぶ（小）	1 双につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>2,080円</u> <u>260円</u>
白びょうぶ（大）	1 双につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>2,080円</u> <u>260円</u>
音響装置	1 式につき 1 回当たり 午後 9 時後 30 分当たり	<u>1,830円</u> <u>230円</u>
マイク	1 本につき 1 回当たり	<u>200円</u>
毛せん（茶席用）	1 枚につき 1 回当たり	<u>70円</u>
座布団	1 枚につき 1 回当たり	<u>50円</u>
略		

備考
略
(4) 略

別表第 2（第 2 条関係）

種	類	観覧料の額
---	---	-------

年間観覧券 備考 略	3,750円	年間観覧券 備考 略	3,130円
---------------	--------	---------------	--------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の施設又は資料画像等の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の施設又は資料画像等の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアムの項に規定する歴史展示室、常設展示室及び特別展示室並びに同表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県立ミュージアム香川県文化会館の項に規定する県民ギャラリーを香川県立ミュージアム年間観覧券（以下この項において「年間観覧券」という。）により観覧している者の当該観覧に係る年間観覧券の観覧料の額については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。